

Title	近代シーア派ウラマー研究の動向：イラン立憲革命期を中心に
Sub Title	Trends in the study of modern Iranian Shi'i Ulama
Author	遠藤, 健太郎(Endo, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2008
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.2/3 (2008. 12) ,p.129(309)- 147(327)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20081200-0129">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20081200-0129</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 近代シリア派ウラマー研究の動向

——イラン立憲革命期を中心に——

遠藤健太郎

はじめに

本稿は、ガージャール朝ウラマーおよびイラン立憲革命に関する研究を整理し、特に革命期ウラマーをめぐる議論を考察するものである。本邦ではすでに八尾師誠氏による同様の先駆的論稿があるが、その内容はウラマーによる立憲制概念の把握などに関する議論に重点が置かれており、革命期ウラマーの具体的行動面に注目する本稿筆者の関心とは若干異なる。また、その後約二十年間で研究動向にも変化が見られるため、氏の論稿を基礎としつつ改めて革命期ウラマー研究を整理してみたい。

これまでの研究において明らかにされた具体的史実や論点の整理に先立ち、本稿ではまず、革命期を含むガージャール朝ウラマーに対する研究者たちの認識と、その

時代ごとの傾向を追っていきたい。一九七九年のイスラーム革命は、「宗教者による革命」として多くの研究者の耳目をイランのウラマーへと向けさせることになったが、そのおよそ七十年前の立憲革命についても同様の問題が歴史学者たちを惹きつけ、また悩ませてきた。したがって、今次の革命を受けてウラマー研究にさらなる進展が見られたことも確かだが、それ以上に重要なことは、研究者たちの立憲革命期ウラマーへの認識に大きな変化が生じたことであった。イランにおけるウラマーが「生きた問題」として立ち現われたことで、ガージャール朝ウラマーに対しても、これまで以上に現実的かつ多面的な認識がなされるようになったと考えられる。そのため、研究内容を理解する以前に、研究史上のウラマー認識の変遷をひと通り明らかにしておくことが不可欠である。

このような研究者ごとの認識の相違を前提としつつ、後半では、筆者の研究対象である立憲革命期ウラマーに焦点を絞った上で先行研究を読み解き、ウラマーの社会的・政治的機能を整理する。ここでは、革命期ウラマーの機能を四つに分類することを試み、それぞれの機能が革命の具体的状況においてどのような形態をとって見られたかを明らかにする。

なお、本稿では、主として英語で書かれた先行研究を扱うことにする。この点が研究動向の包括的理解に及ばず不備に関しては、筆者としても十分承知している。ただ、イラン本国におけるペルシア語による研究では、英語によるそれとは大きく異なる革命期ウラマー研究の動向が認められるため、議論の煩雑化と紙幅の膨張を避ける目的から、こちらについては機を改めて整理することが適当と考えている。<sup>(2)</sup>冒頭にあたり、この点について諸氏のご寛恕を乞いたい。

### 一 研究史におけるウラマー認識の変遷

#### (一) 「指導性論」と「従属性論」

立憲革命とこれに先立つ一九世紀ガージャール朝におけるウラマーへの認識の傾向は、大きく二つに分けるこ

とできる。一つは、Algarに代表される、ウラマーの反「専制」、反ヨーロッパ(あるいは反キリスト教)という性格と、民意の代弁者としての機能を重視する見方である。ウラマーの指導者としての主体性を重視するという意味で、以後この立場を「指導性論」と呼びたい。この認識は、陰に陽に後の研究に大きな影響を及ぼしており、多くの研究者がウラマーと王権の歴史的関係について議論を集中させることになった。

いま一つは、Arjomandに始まりMartinやBayatへと受け継がれた認識で、ウラマーの組織としての不統一性、民意や王権に対する日和見的态度を強調しながら、ウラマーの利害関係がその行動を規定していたとする見方である。自己の利益や異なる社会集団の利害に影響され、これに従属するという意味で、以後こちらは「従属性論」と呼ぶことにする。この見方には、イランのイスラーム体制への間接的批判を含蓄していると思われる場合も多く、おおむね「指導性論」から「従属性論」へという研究史の潮流を認めることができる。<sup>(3)</sup>

#### (二) 「指導性論」の確立からイスラーム革命まで

Algarは、一九六九年に上梓された、ウラマー研究の

古典ともいふべき著作において、第十二代イマームのお隠れ期間中のいかなる王権にも正統性を認めないとする十二イマーム派の特征的教義を重視し、ウラマーと王権の絶えざる闘争に彩られたガージャール朝史を描いた。<sup>(4)</sup>

一方で、この「王権・教権闘争史観」はウラマーと民衆との距離の近さを強調する視座をもたらし、その結果として氏の叙述は、民衆の立場を代表する「国民的指導者(national leaders)<sup>(5)</sup>」としてのウラマーを肯定的にとらえる傾向がきわめて強い。また、氏はファトフ・アリー・シャー期(1797-1834)まではウラマーと王権の比較的良好な関係が維持されていたことを認めるものの、立憲革命で頂点に至るまでガージャール朝期を通じて、基本的に両者の対立が徐々に先鋭化していくという認識に立っている。さらに、王権のみならず、列強によるイラン侵略への抵抗もウラマーの伝統的機能であるという認識から、ナシヨナリストとしてのウラマー像を提示しようとする意図も強く感じられる。

Lambton は、Algar よりも早い時期からガージャール朝社会史を中心とする網羅的研究を行い、立憲革命に関する論稿を含む論集を残した。<sup>(6)</sup> この中で氏は、ウラマーを「政府への抑制として機能しえた唯一の集団」、ある

いは、「『民衆』運動の指導者(leaders of a 'popular' movement)<sup>(7)</sup>」として認識する。しかし一方で、ウラマーは「単一で凝縮性のある組織ではなく、多様な党派と集団から成っていた」<sup>(8)</sup>とし、「ある者は金銭にまみれ腐敗し、投機と物資の買い占めにふけり、またある者は蒙昧で、教育の普及に反発した」<sup>(9)</sup>と述べるなど、随所でウラマーの組織力の欠如やその保守反動性に言及することも忘れない。むしろ氏の論法は、ウラマーが「負の側面」を抱えていたにも拘わらず民衆に残された唯一の指導者だったとする点に特徴があるといえよう。

Keddie は一九六〇年代以降、ガージャール朝ウラマーに関する本格的な研究を行った。<sup>(10)</sup> 氏もまた反王権、反ヨーロッパ勢力というウラマーの伝統的性格と民衆との強いコネクションに頻繁に言及する。しかし、他の同時期の研究者と比べると、氏はウラマー自身の私欲にも注目する傾向が比較的強い。Keddie によれば、ウラマーの「反応が近代化と集権化に向けられた時、それは『反動的』に、帝国主義支配に向けられた時、それは『進歩的』に見えたが、いずれの場合もウラマーは常に自己の権力維持のために動いていた」<sup>(11)</sup>。十二イマーム派の教義を背景としたウラマーの指導性ととともに、その利益集団

としての性格も指摘するという氏の総花的な認識は、以下で見ると「指導性論」、「従属性論」双方の見地から批判を浴びることになる。しかし、それらはむしろ Keddie の慧眼と先見性を証明するものであり、氏の研究は両論のいわば橋渡しとしての位置を占めているといえよう。

Haji は、モジュタヘド<sup>(12)</sup>として理論的に立憲制を擁護したナーイーニーの政治思想を分析した研究書（一九七七年刊）の中で上述の Keddie のウラマー認識を批判し<sup>(13)</sup>、「Keddie の記述は、ウラマーがただ俗世に生きていただけという印象すら与える」と述べた<sup>(14)</sup>。氏自身の認識は、ウラマーとガージャール朝の伝統的対立関係を重視する点でこれまでの研究者と大きな違いはないが、ナーイーニーの思想に影響され全体的にウラマーの行動における思想的・教義的動機を強調するため、ウラマーに正義を見るような記述が目立つ。立憲革命においても、ウラマーは「革命における自己の位置を、時の支配者の不信心とその結果としての専制に抗する立場を占めるものとして正当化し<sup>(15)</sup>」た上で、「ペルシア人のために憲法と議会制度を獲得しよう<sup>(16)</sup>」したという。その上で氏は、特に反革命後のアタバートのウラマーが立憲制回復に果たし

た役割を重視している<sup>(17)</sup>。

Abrahamian は、一九八二年に上梓された著作において、ガージャール朝からパフラヴィー朝崩壊に至る政治史をマルクス主義の見地から論じた<sup>(18)</sup>。しかし、ウラマーと王権の関係については全面的に Aligar の認識を踏襲しており、立憲革命においても中産階級とインテリゲンチヤの役割を重視するため、ウラマーに対する氏の立場に独自性はほとんどない。

以上のように、ガージャール朝ウラマーに関する研究は、一九八〇年前後に「指導性論」によってひと通り確立されていた感があり、このほかに Fathi<sup>(19)</sup>や Tabari<sup>(20)</sup>などの論稿もあるが、王権とウラマーの対立やウラマーの民衆指導性を前提としている点において、それまでの研究と比較して特筆すべき視座を持たない。一九七九年のイスラーム革命は、このようなウラマー研究におけるある種の閉塞状況を打破するものとして作用し、これ以降、研究史における新たな潮流が生まれることになった。

### (三) 「従属性論」の確立から脱ウラマー研究へ

ウェーバー社会学の手法をイランに適用し、王権とウラマーの歴史的関係を論じた Arjomand は、そうした研

究の草創期に位置づけられる一人である。氏は、「お隠れ期間中の政府の非合法性というシーア派の教義は、法学書の中には見出せない<sup>(21)</sup>」とし、両者の対立よりも相互依存と協調の關係に光を当てる点で、Algarの「王権・教権闘争史観」と好対照をなすものである。また、ガージャー朝ウラマーは「他を寄せ付けない宗教的權威によつて民衆に揺るぎない力を及ぼした<sup>(22)</sup>」とし、その指導性を完全には否定しないものの、十九世紀末以降にウラマーが反王権運動に加担したのは、「改革者や商人の煽動<sup>(23)</sup>」によるものに過ぎなかつたとする。さらに、Arjomandは、ウラマーが確固たるヒエラルキーを持たず、まともを欠いた脆弱な組織だったことを随所で繰り返し指摘し、これがウラマー内部の権力闘争や王権との癒着をもたらし、その腐敗と不正の温床となつたとする見方を示す<sup>(24)</sup>。他の研究者とは異なり、Arjomandが早い段階から立憲革命期の保守派ウラマーに強い関心を寄せていたことから明らかなように<sup>(25)</sup>、一九八〇年代初頭になされた氏の研究にはより多角的なウラマー理解の萌芽を見ることができ、また「従属性論」への足場もここに築かれたといつていいだろう。後の研究で氏のこうした傾向はさらに強まり、立憲革命期のウラマーを世代とイデオロギ

ーによつて分類した上で、その一体性の欠如と運動における場当たりの対応を指摘した<sup>(26)</sup>。

こうした新たなウラマー認識の広がり象徴するかのようには、一九八九年にはテヘランのウラマーを中心に扱つた立憲革命のモノグラフがMartinによつて上梓される<sup>(27)</sup>。氏の研究は革命を通じた個々のウラマーの動向を初めて総合的に論じた点で重要である。氏は、立憲革命を王権とウラマーの対立の極みと見たAlgarや、革命が正義を求める運動だつたとしたLambtonを批判した上で、ウラマーの参加要因を、その内部抗争とガージャー朝の集権化政策に求めた。Martinによれば、「ウラマーは表面上は改革運動を率いていたが、少数の例外を除けば、彼らが真に変化を理解し、欲していたかは疑問の余地がある<sup>(28)</sup>」。また、革命の過程で商人や議会がウラマーの離反を回避することに腐心していた事実を随所で言及し、ウラマーの指導性よりもむしろ彼らのキャスティングボードとしての重要性を指摘しようとする。このようにウラマーの指導性を否定する認識にはArjomandのそれとの類似性も見られるが、Martinの場合には、のちのBayatやAlaryと比べると、民衆と王権の調停者としてのウラマーの主体性までは否定していない。また、氏は「とり

わけシェイフ・ファズロツラー「IIヌーリー」とベフバ  
ハーニーの競争が、要因として過大評価されている<sup>(30)</sup>こ  
とに苦言を呈した上で、ヌーリーの立憲制批判論に注目  
するなど、イデオログとして一部のウラマーが果たし  
た役割も尊重する傾向が強い。なお、Martinのほか、Ama-  
nat<sup>(31)</sup> & Lahidji<sup>(32)</sup>の研究も、ウラマーの指導性を否定し、そ  
の組織的不統一や物理的利害を強調するもので、氏と同  
時期の「従属性論」に含めて考えていいだろう。

Bayatは、かねてよりシリア派における異端の系譜へ  
の関心から、彼らを「異議申し立て者 (dissident)」<sup>(33)</sup>と  
して、そのガージャール朝期における重要性を指摘して  
いた<sup>(34)</sup>。後に、これをさらに発展させ、一九九一年に「異  
議申し立て者」を中心的に扱った独自の革命史を世に問  
うた<sup>(35)</sup>。Bayatは、Keddieや Lambton<sup>(36)</sup>がタバコ・ボイコ  
ット運動以降に、王権に対するウラマーの政治的発言力  
の伸長が見られたとしている点に疑問を投げかけ、王権  
とウラマーの癒着の側面を執拗に強調していく。また、  
ウラマーの「買収されやすく、宮廷や外国の陰謀、個人  
や集団による策動に呼应しやすい性格は、政府高官と異  
ならないどころかそれと同様に一般的なことで、彼らは  
不平渦巻く民衆からいよいよ乖離した支配層と、見分け

がつかないほどだった<sup>(37)</sup>」と述べるなど、そのウラマーへ  
の認識にはほとんど嫌悪感すら漂っている。革命期の記  
述でも、「宗教的理由よりも、聖職者の派閥政治が、  
個々のアーヤトツラーの立場を決定した<sup>(38)</sup>」として、ウラ  
マーの党派抗争と貪欲さが強調される。氏が、「宗教の、  
革命における役割を論じる中で、シリア主流派とその聖  
職者政治に注目するのは、著しい誤解を呼ぶものだ<sup>(39)</sup>」と  
述べていることから明らかなように、本書は革命期ウ  
ラマーについての研究であるというより、むしろその  
「功績」を否定した上でウラマー以外の革命勢力の重要  
性を喚起するという意図で書かれたものと考えたほうが  
よい。時にモジュタヘドへの敵意を隠さなかった「異議  
申し立て者」に氏が注目したのも、これを反映している。  
ウラマーの指導性はおろか、その集団としての主体性す  
らほとんど考慮されることのないBayatの研究は、「従  
属性論」の典型といつていいだろう。

この傾向は、階級闘争の理論に依拠する Moaddelに  
よる、一九八〇年代後半以降の一連の研究において、さ  
らに洗練された様相を呈している。氏は、「ウラマーは  
政治的に様々な党派から成る、一つの多様性のあるカテ  
ゴリーだった<sup>(40)</sup>」とし、「これらの党派が『封建的』地主、

商人、伝統的プチブルと手を結ぶ傾向にあった」<sup>(41)</sup> 点に注目し、いわばこれらの支持勢力の利害によって引き裂かれる集団としてのウラマー像を提示した。Moaddelは、「立憲革命の過程でのウラマーの多様な政治行動を説明するのにもまた階級闘争である」<sup>(42)</sup> とし、商人やギルドへ依存するウラマーと、宮廷や地主に依存するウラマーとの分裂を指摘している。「諸階級の利害によって引き裂かれるウラマー」という氏の首尾一貫したテーゼは、その後、タバコ・ボイコット運動やムハンマド・アリー朝エジプトのスナ派ウラマーとガージャール朝ウラマーとの比較に関する研究にも適用された<sup>(43)</sup>。氏の一連の研究は、いずれもウラマーを扱いながら、その主体性を否定する目的から、記述の大部分が、商人などこれまで背後に隠されてきた勢力の考察に割かれる点の特徴である。その意味で氏の研究は、「従属性論」を通り越し、ウラマーの研究対象としての価値そのものを問うているのかもしれない。

は、立憲制に対するヌーリーの態度を決定した要因をベフバハーニーとの抗争に求める一方で、碩学としての彼のイデオロギーをも真摯に考察の対象とする<sup>(45)</sup>。とはいえ、Afyūもまた「異議申し立て者」に強い関心を払うなど、実際には Bayat の革命史観から強い影響を受けていることは明白である。また、「当今の研究者たちは、革命に貢献した経済的・イデオロギー的要素のみならず、革命を可能にした社会階級の多様性に焦点を合わせている<sup>(46)</sup>」という認識から、その大部な研究書のほとんどをアンジヨマンや社会主義勢力、女性など、ウラマー以外の集団の考察に充てている。Bayat から Moaddel を経て、ここにウラマー中心の革命史からの脱却が強く打ち出されたといっていいいだろう。

以上、研究史上のウラマー認識の変遷をおおまかに見てきたが、その流れは、ほぼイスラーム革命を境として、「指導性論」から「従属性論」へと大きく変化したといえる。また、その結果、ウラマーの役割を重視する革命史から、商人や近代主義者など、背後に隠されてきた利害集団の役割を中心に扱う革命史へと、革命史研究そのものの潮流も変化することになった。



この変化の背景には、イスラーム革命とその後の共和国の歩みのなかで、現代イランのウラマーが、その民衆指導性の一方で、強い政治性と保守的な性格を露わにしたことが、少なからず作用していると思われる。イランのウラマーを、同時代の問題として捉える機会を得たことで、研究者たちのガージャール朝期ウラマーに対する認識も、それまで支配的だった「指導性論」から、より即物的で冷笑的ともいえる「従属性論」へと変化したと考えられるのである。特に、BayatやAlary、Moaddelらの場合、現代イランのウラマーに対する個人的不満が、その仕事におけるひとつの動機づけとなっているかのようでもある。

革命史のテーマとしてウラマーを中心に据えない傾向は現在も続いており、ここ十年ほどは英語による革命期ウラマーの研究に目立った進展はない。では、立憲革命期ウラマーの研究は、もはや斜陽というべきなのだろうか。筆者は必ずしもそうではないと考える。確かに、「指導性論」から「従属性論」へという過程において、ウラマー研究がきわめて実証的なものとなった点は、評価されて然るべきである。しかし、それによってウラマーに対する否定的なイメージが固定化すれば、「指導性

論」と何ら変わることのない、一面的なウラマー認識を再生産したことにしかならない。

こうした点については、最近の研究者からも批判がなされている。Katouzianは「Martin、Bayat、Alaryらを修正主義者 (revisionist)」としながら、「特に都市民や商人、地主の態度さえもウラマーのそれに大いに影響されたのだから、運動とその最終的勝利におけるウラマーの重要性を過小評価することは、歴史の誤読である」と批判する<sup>(47)</sup>。だが、氏の立場が単に「指導性論」への回帰を説くものでないことは言うまでもない。氏は続ける。「聖職者、商人、地主や近代的知識人といった多くの立憲派たちが、完全に私心を抱くことなく、私欲に恬淡だったかは疑わしいし、運動における一部の宗教指導者たちだけが広義の腐敗にまみれていた、というのもどうかと思われる<sup>(48)</sup>」。すなわち、腐敗や清廉という観念論を排し、革命それ自体を様々な勢力による利害の衝突の場として解釈することを、氏は提唱するのである。

では、今後、具体的にいかなる研究が求められているのだろうか。上述のように、Katouzianは「Martinを批判したが、本稿で取り上げた研究者のうち、ガージャール朝期ウラマーに関して、現在も示唆に富んだ研究を続

けているのは、Martinのみである。氏の研究の場合、ウラマーの物理的利害を強調する一方で、王権と民衆の調停をはじめとする、ウラマーの社会的機能とその主体性は公平に考察の対象としようとする傾向があり、その比較的均整のとれたウラマー観には学ぶべき点が少ない。地方社会におけるウラマーの在り方を論じた最近の氏の研究でも、その腐敗の一方で名士として地域社会で精力的に活動するウラマーの姿を描き出している。<sup>(49)</sup> また、革命史研究においてもタバータバーイーやヌーリーにそれぞれ一章を割いていたMartinは、ここでもウラマー個人に焦点を当てる手法を取っており、この点も今後のウラマー研究を進める上でひとつの参考になるだろう。<sup>(50)</sup> 今後の研究方針については、本稿末尾において再び詳しく述べることにしたい。

## 二 立憲革命におけるウラマーの機能

これまで見てきたように、ガージヤール朝ウラマーに対する研究者たちの認識は様々であり、立憲革命におけるウラマーの役割についても見解が分かれている。次に、そうした認識の相違を前提としつつ、それぞれの研究で具体的に明らかにされてきた立憲革命におけるウラマー

の社会的・政治的機能を整理したい。通常、これまでの研究では、ウラマーの動向を時系列に沿って手広く記述していくスタイルが取られることが多く、その結果、必ずしも革命期ウラマーの機能を整理するという段階までには至っていないかった。そこで、以下では先行研究を再構成し、革命期ウラマーの機能を四つに分類した上で、それぞれの機能が革命の具体的状況においてどのような形態をとって見られたかを明らかにする。

### (一) 宗教者として——イスラームの護持と革命の解釈

まず、ウラマーは第一義的には、宗教の担い手であり、宗教的知識に照らして社会的・政治的状況を読み解く者たちであった。そのため、特に「指導性論」の立場をとる初期の研究者たちの中から、ウラマーがイスラームの護持のため革命に参加したとする見解が生まれた。この見方はウラマーの物理的利害を軽視している点で非実証的で観念的となる場合もあるが、「従属性論」の研究においてもなお、ウラマーの宗教者としての機能を完全に否定しているものは少ない。

Algarによれば、「一人の、ないし集団としてのモジユタヘドの行動をイスラームの利益と同一視する見方は、

特に立憲革命期におけるウラマーの都市民への政治的影響力を説明するのに適用できる<sup>(51)</sup>。実際、立憲革命前後においてガージャール朝をウマイヤ朝と重ね合わせ、その圧政と非道を批判する言説がウラマーの間に見られた<sup>(52)</sup>。また、一九〇六年七月のイギリス領事館バストでも、説教師たちが民衆に向けてイスラームの言葉で改革の必要性を訴えていた<sup>(53)</sup>。

また、ウラマーは伝統的知識人として、宗教的見地から立憲革命を解釈しようとした。例えば、タバータバーイーやセガトル・エスラームらは、モジュタヘドとして立憲政体を擁護した<sup>(54)</sup>。しばしば、「古い『封建的』体制のためにイデオロギー的正当性を提供していた<sup>(55)</sup>」と批判されるヌーリーも、議会とそれともなう社会的混乱を理論的に批判した<sup>(56)</sup>。

ウラマーにとって、「イスラームの利益<sup>(57)</sup>」という観点<sup>(57)</sup>が共通の動機付けとなっていた面も否定できない。当初、ウラマーが革命に参加したのは、憲法の獲得によってシヤリーアが正式に国家の法として機能することを期待したためでもあり、いわゆる「公正の家」や議会もシヤリーアの徹底施行を保証する機関として理解されていた<sup>(58)</sup>。しかし、議会開設後に、非ムスリムを含むイラン国民の

法の下での平等など、明らかにシヤリーアとの齟齬を来す提案がなされると、多くのウラマーはこれに反発した<sup>(59)</sup>。Ajomandによれば、「金銭上の無節操と私利私欲の一方で、憲法へのウラマーの態度を決めた普遍的な動機づけは、それがイスラームに及ぼしうる結果だった<sup>(60)</sup>」。

## (二) 生活者として——既得権益の死守

ウラマーは宗教者である一方、現実の社会に身を置き、日々の暮らしを営む生活者でもあった。したがって、自らの生活の糧が脅かされた時、ウラマーはこれに対する激しい抵抗を余儀なくされた。この機能は「指導性論」の立場からは王権との対立の好例として、「従属性論」の立場からはウラマーの反動性を示すものとして批判的に記述されることが多い。

そもそも、ガージャール朝ウラマーの収入源は、以下に見るように多岐に亘っていた。まずホムスやザカートなどの宗教税を挙げることができる。シヤリア派ではこれらはウラマーによって徴収され、その生活を支えていた。また、ワクフ収益からの配当もウラマーの生活に不可欠であり、有力モジュタヘドがワクフ物件を設定し管財人となることもあった<sup>(61)</sup>。特に十九世紀以降は農民がモスク

へ土地を寄進し、ウラマーがこれをワクフとして管理する在り方が広まっていた。<sup>(62)</sup>このほか、ウラマーが主宰するシャリーア法廷における文書作成費や、王権がウラマーと友好関係を維持するために毎年モジュタヘドに配分する聖職給、また、婚姻手続き費用や、下級ウラマーの場合にはクッターブの授業料なども重要な収入源だった。これらの収入源は、革命直前に加速するガージャール朝の中央集権化や財政再建の試みと並行して危機にさらされることになった。一九〇三年に首相に就任したエイノツ・ドウレは、ウラマーへの聖職給と法廷文書作成費への課税を試みたため、ウラマーの激しい反発を招いた。<sup>(63)</sup>一九〇五年十二月のシャー・アブドルアズィーム廟へのバストに際しては、こうした課税廃止も要求に盛り込まれていた。<sup>(64)</sup>

Lahidiによれば、「ウラマーによつてとられた立場が、常に、繰り広げられる政治上の展開への反応であったということは、立憲主義者たちの司法改革への態度において最もよく例示される」<sup>(65)</sup>。実際、議会では、シャリーア法廷に対する司法省の優位が提案されたため、当初は立憲運動を支持したウラマーの中にも、法廷業務を通じた権益が脅かされることを危惧して、これに反発する者は

多かつた。<sup>(66)</sup>また、議会ではワクフの国家管理も提案されたが、これにはタバータバーイーも強く反発した。<sup>(67)</sup>

### (三) 調停者として——民衆と王権の仲介

前述のように、ウラマーの収入は宗教税を通じて民衆に、聖職給を通じて王権に、それぞれ経済的に依存していた。これによりウラマーは、民衆と王権の双方と、経済的関係のみならず社会的・政治的紐帯をも築くことになり、しばしば両者の間で調停者としての役割を演じることになった。「指導性論」においては、ウラマーを「民意の代弁者」として評価する文脈でこの機能が語られることが多い。一方の「従属性論」においては、この機能をもってウラマーの主体性を矮小化し、利害関係者としてウラマーを利用した王権や民衆の重要性に光を当てようとするのが常である。

ガージャール朝ウラマーは、「民衆の不平を表明できた唯一の集団」<sup>(68)</sup>で「専横的権力に対する避難所」<sup>(69)</sup>でもあった。例えば、革命直前には、ベルギー人税関吏による厳格な関税徴収に対する商人の抗議行動が、ウラマーを担ぐかたちで行われた。<sup>(70)</sup>革命の初期に、タバータバーイーがシャーへ議会設立の嘆願書を提出し、ベフバハーニ

ーがシャーと直接面会して立憲制実現の可能性を探っていたことなども、この機能の代表的な一例である。<sup>(71)</sup> また、政府が革命中に商人らとウラマーの分離工作を行っていたことなどは、<sup>(72)</sup> 民衆とウラマーの関係が王権にとって時に脅威となっていたことを裏付ける。

ウラマーは民衆の不满にのみ耳を傾けていたわけではない。タバータバーイーやベフバハーニーは、議会開設後に急進化したアンジヨマンを宥め、ヌーリーを含む政府側との妥協点を模索していた。<sup>(73)</sup> また、反革命後のタブリーズで開始された蜂起でも、セガトル・エスラームはタブリーズ知事の要請を受けて、武装アンジヨマンとの調停に動くなど、終始調停役に徹した。<sup>(74)</sup>

さらに、ウラマーはしばしばその行動を民意によって拘束されることもあった。<sup>(75)</sup> 革命期にウラマーの決起を促すビラが撒かれ、時にその文面が脅迫めいていたことは、こうした民衆とウラマーの関係を象徴している。<sup>(76)</sup> また、当初は革命に冷淡だったヌーリーらが、一九〇六年七月に首相エイノツ・ドウレの制止を振り切って一時的にベフバハーニーと和解し、運動に参加した背景にも、民衆からの強い圧力があつたといわれている。<sup>(77)</sup>

(四) 競争者として——組織的不統一と内部抗争  
ウラマーは、外部から見ると限り、それは確かに一つの集団であつたかもしれない。しかし、その内部に目を転じれば、彼らは分裂し、反目し、競争する者たちでもあつた。いわば競争者としてのウラマーは、「指導性論」の立場から言及されてきたが、ウラマーの私欲や腐敗を指摘する意図から、「従属性論」の研究者たちによつて好んで取り上げられるテーマである。

「ウラマー社会の秩序とは、すなわち無秩序である」<sup>(78)</sup> と言われるように、ガージャール朝ウラマーは、モジュタヘドとモツラーとの区分を除けば確固としたヒエラルキーを形成しておらず、組織としての統一性が弱かつた。<sup>(79)</sup> この背景には、ウラマーの経済基盤の問題があつた。前述のようにウラマーの収入源は、その多くがウラマー以外の集団に依存していたため、個々のウラマーは、自己の支持者を社会各層に獲得しなければならなかつたのである。<sup>(80)</sup> また、オスーリー派にモジュタヘドを序列化する理論や機関が存在せず、その評価が専ら平信徒の判断に委ねられていたことも、ウラマーの支持拡大競争を煽る要因となつていた。<sup>(81)</sup>

Ananatによれば、「憲法の性質をめぐるイデオロギ

一的分裂も見落とせないが、ウラマーの政治的方向性を決定した大部分は、人気争いと平信徒の支持だった<sup>(82)</sup>。

特に立憲革命においては、ヌーリーとベフバハーニーというテヘランの二大モジュタヘドの抗争が知られている。革命の対立を利用してモジュタヘド間の衝突が繰り広げられた背景には、一九〇一年のアーシュティヤーニー死去後、テヘランに有力モジュタヘドの真空状態が生じていたことも大きく作用していた<sup>(83)</sup>。ベフバハーニーとヌーリーによるポスト・アーシュティヤーニー争いは政界と連動し、ベフバハーニーは首相エイノツ・ドウレの失脚と、かつての首相アミーノツ・ソルターンの復権を画策する一方、ヌーリーはエイノツ・ドウレの続投と、のちにはモハンマド・アリー・シャアの親政を支持した。

表向きは王権への抗議行動だった一九〇五年十二月のマスジェデ・シャアでのウラマーによる集会も、実際はヌーリーを支持するエマーム・ジヨムエ（アボル・ガージェム）の一派による示威行動であった。続くシャア・アブドルアズィーム廟へのバストは、ベフバハーニー派によるこれへの対抗措置としての意味があった<sup>(84)</sup>。したがってこのバストからの要求には、「公正の家」設立などと並んで、エマーム・ジヨムエ派の手にあるマドラサの管

轄権返上など、報復的内容のものも含まれていた<sup>(85)</sup>。また、議会開設後にヌーリーとともに反議会派として活動したウラマーの中には、ワクフをめぐるベフバハーニーと係争中の者もいた<sup>(86)</sup>。こうした議会派と反議会派の衝突には、双方のモジュタヘドによってトッラーブやモッラーが動員されていた<sup>(87)</sup>。

一九〇九年七月三十一日、ヌーリーが処刑直前に語ったとされる次の言葉は、競争者としてのウラマーの在り方を雄弁に語りかけて余りある。

「私は反動主義者ではなく、セイエド・アブドッラー「ベフバハーニー」とセイエド・モハンマド「タバーイー」は立憲主義者ではなかった。彼らは私を、私は彼らを追い払おうとしただけで、反動的、立憲的な」という主義は問題ではなかった<sup>(88)</sup>。

以上、先行研究を参考にウラマーの機能を四つに分類し、それぞれの機能が立憲革命の具体的状況に応じてどのように発揮されていたかを見てきた。しかし、革命以前を含め、実際にはこれらの機能が、単独でウラマーの行為として現出するということはなかったと考えられる。例えば、競争者としての機能は、生活者としての機能の

延長ともいえるし、往々にして宗教者としての機能は、生活者・競争者としての機能を貫徹するための方便ともなったであろう。また、調停者としての機能も、生活者・競争者としての機能を果たす上での手段に過ぎなかったと考えることもできる。さらに、どの機能を重視するかというウラマーごとの個人差も考慮に入れるとすれば、集団としてのウラマーの行動要因はきわめて複雑なものだったといえることができる。

したがって、革命期ウラマーが、「恐怖に満ちた政府に終わりを告げ、その最良の代案として立憲制を打ち立てようと努めて、人々と知識人を一意専心支えた<sup>(89)</sup>」という見方はあまりに素朴だし、そうかといって、「ウラマーは利益集団である。一方、シーア派はウラマーのイデオロギーでもなければ、商人なり特定の階級のそれでもない<sup>(90)</sup>」というのも、一面的にすぎるといわざるを得ない。筆者が試みに分類した、それぞれの機能がオーバーラップし、複雑に絡み合いながら、革命期ウラマーの行動を形づくっていたというのが真実に近いだろう。

おわりに

以上、立憲革命期のウラマーについての研究史を整理

してきたが、本稿を終えるにあたって、今後の課題を三点述べておきたい。

第一に、冒頭でも述べたように、イラン本国での革命期ウラマー研究を整理する必要性である。イランにおいては、イスラーム革命後、全体として立憲革命期ウラマーに対する評価はむしろ高まる傾向にあり、これらを英語の先行研究とつき合わせつつ、より客観的・多角的に史実を整理していかなければならない。

第二に、これまでの研究ではモジュタヘドが議論の中心に据えられていたが、今後はウラマー内部の多様性(世代・学歴・階級・宗派等)にさらに目を向けていくべきである。特に、今回は詳述できなかった「異議申し立て者」をはじめとする、「異端的」なモツラーたちをウラマー研究の中でどう捉えていくかは、避けて通れない課題である。こうした多様性に満ちたウラマー像を提示していくにあたっては、ウラマー個人にスポットを当てた人物研究が一つの有効な手法となると考えられる<sup>(91)</sup>。

第三に、革命期地方社会のウラマーについて見ていくことの必要性を指摘したい。前述のように、これまでの研究では、史料制約もあり、テヘランやタブリーズといった大都市のウラマー研究に比重が置かれる傾向が強

かった。しかし、特にテヘランの場合、宮廷や外国勢力、あるいは世俗知識人との距離の近さから、全国的にもかなり特殊なウラマー社会が形成されていたと考えられるため、これをイラン全域に当てはまる革命期ウラマー像として普遍化していくことには躊躇せざるをえない。

最後になったが、本稿執筆にあたって、終始丁寧なご指導をいただいた坂本勉先生をはじめ、執筆の準備段階において筆者の数々の盲点を指摘して下さった八尾師誠、黒田卓両先生、および原稿の講評をお引き受け下さった近藤信彰先生に、この場を借りて深く御礼の言葉を申し述べたい。なお、本稿における事実誤認や不手際はすべて筆者の責任に帰せられるべきものである。

#### 註

- (1) 八尾師誠「イラン立憲革命におけるウラマーの役割の再検討——研究史的側面から——」『史潮』20（一九八六）、三四—四七頁。
- (2) イランにおける立憲革命研究の動向については、Afshari, M. Reza. "The Historians of the Constitutional Movement and the Making of the Iranian Populist Tradition," *International Journal of Middle East Studies*, 25-3 (1993), pp.477-494. に詳しい。

(3) 以下で、それぞれの研究者が「指導性論」、「従属性論」のどちらに立脚するかを分類するが、これらはあくまでも筆者の主観的判断によって敢えて二分することを試みた結果である。したがって、実際には、本稿で「指導性論」とされた研究者が、「従属性論」の視点を全く欠いているということは当然なく、またその逆も然りである。

- (4) Algar, Hamid. *Religion and State in Iran 1785-1906: The Role of the Ulama in the Qajar Period*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1969.
- (5) Algar, *Religion*. pp.24-25 etc.
- (6) Lambton, Ann K. S. *Qajar Persia: Elemen Studies*, I. B. Tauris & Co Ltd, London, 1987. そのうち立憲革命に関係する論稿は、一九五〇年代、七〇年代初頭に書かれたものである。
- (7) Lambton, *Qajar*. p.277.
- (8) Lambton, *Qajar*. p.293.
- (9) *Ibid.*
- (10) Keddie, Nikki R. "The Roots of the Ulama's Power in Modern Iran," in Nikki R. Keddie (ed.). *Scholars, Saints, and Sufis: Muslim Religious Institutions in the Middle East since 1500*, University of California Press, Berkeley and Los Angeles, 1972. pp.211-229 (初出は一九六九年)。及び *Iran: Religion, Politics and Society*, Frank Cass, London, 1980. 同書が一九六〇年代から七〇年代にかけての一連の論稿に若干の書き下ろしのものを加えた論集である。



- (11) Keddie, "The Roots." p.227.
- (12) 一般には、とくに法的解釈における個人的判断 (イジユテイハード) を行う資格を有する者をモジユタヘド (アラビア語ではムジユタヒド) と呼ぶ。しかし、近藤信彰氏によれば、ガーシヤール朝期には、「モジユタヘド」はウラマーに対する一種の称号にすぎず、都市のウラマーは、皆しばしば「モジユタヘド」と呼ばれたという (近藤信彰「ウラマーとファトワー——近世イランを中心」に) 林佳世子・榎屋友子編『イスラーム地域研究叢書 8 記録と表象史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会 (2005), pp.180-181)。ただし、引用した見解を踏まえ、この稿では「モジユタヘド」の語については、それぞれの研究者の使用法を尊重する。
- (13) Hairi, Abdul-Hadi. *Shi'ism and Constitutionalism in Iran: A Study of the Role Played by the Persian Residents of Iraq in Iranian Politics*, E. J. Brill, Leiden, 1977. p.106.
- (14) Hairi, *Shi'ism*. p.104.
- (15) Hairi, *Shi'ism*. p.104.
- (16) Hairi, *Shi'ism*. p.83.
- (17) Hairi, *Shi'ism*. pp.87-98.
- (18) Abrahamian, Ervand. *Iran Between Two Revolutions*, Princeton University Press, Princeton, 1982.
- (19) Fathi, Asghar. "Role of the Traditional Leader in Modernization of Iran, 1890-1910," *International Journal of Middle East Studies*, 11-1(1980), pp.87-98.
- (20) Tabari, Azar. "The Role of the Clergy in Modern Iranian Politics," in Nikki R. Keddie (ed.), *Shi'ism from Quietism to Revolution*, Yale University Press, New Haven and London, 1983. pp.47-72.
- (21) Arjomand, Said Amir. *The Shadow of God and the Hidden Imam: Religion, Political Order, and Societal Change in Shi'ite Iran from the Beginning to 1890*, The University of Chicago Press, Chicago and London, 1984. p.234.
- (22) Arjomand, *The Shadow*. p.219.
- (23) Arjomand, *The Shadow*. p.247.
- (24) Arjomand, *The Shadow*. p.247.
- (25) Arjomand, Said Amir. "The Ulama's Traditionalist Opposition to Parliamentarism: 1907-1909," *Middle Eastern Studies*, 17(1981), pp.174-190.
- (26) Arjomand, Said Amir. "Ideological Revolution in Shi'ism," in Said Amir Arjomand (ed.). *Authority and Political Culture in Shi'ism*, State University of New York Press, Albany, 1988. pp.178-184.
- (27) Martin, Vanessa. *Islam and Modernism: The Iranian Revolution of 1906*, I. B. Tauris & Co Ltd, London, 1989.
- (28) Martin, *Islam*. p.64.
- (29) Martin, *Islam*. p.155.
- (30) Martin, *Islam*. p.196.
- (31) Amanat, Abbas. "In Between the Madrasa and the Marketplace: The Designation of Clerical Leadership in Modern Shi'ism," in Said Amir Arjomand (ed.). *Authority and Political Culture in Shi'ism*, State University of New

- York Press, Albany, 1988. pp.98-132.
- (32) Lahidi, Abdol Karim. "Constitutionalism and Clerical Authority," in Said Amir Arjomand (ed.). *Authority and Political Culture in Shiism*, State University of New York Press, Albany, 1988. pp.133-158.
- (33) 黒田卓氏は dissident の語に「異議申し立て者」という訳語を使用している(黒田卓「書評 ジャネット・アーンマリー著『イラン立憲革命一九〇六―一九一一年―草の根民主主義・社会民主主義・フェミニズムの起源―』」『イスラム世界』50(一九九八)二二―二九頁)。
- (34) Bayat, Mangol. *Mysticism and Dissent: Socioreligious Thought in Qajar Iran*, Syracuse University Press, Syracuse, 1982.
- (35) Bayat, Mangol. *Iran's First Revolution: Shiism and the Constitutional Revolution of 1905-1909*, Oxford University Press, New York and Oxford, 1991. 及び『The Cultural Implications of the Constitutional Revolution,』 in Edmund Bosworth, Carole Hillenbrand(eds.). *Qajar Iran: Political, Social and Cultural Change 1800-1925*, Edinburgh University Press, Edinburgh, 1983. pp.65-75.
- (36) Bayat, Iran's. p.24.
- (37) Bayat, Iran's. p.25.
- (38) Bayat, Iran's. p.161.
- (39) Bayat, Iran's. p.8.
- (40) Moaddel, Mansoor. "The Shi'i Ulama and the State in Iran," *Theory and Society*, 15.4(1986), p.520.
- (41) Moaddel, "The Shi'i." p.520.
- (42) Moaddel, "The Shi'i." p.532.
- (43) Moaddel, Mansoor. "Shi'i Political Discourse and Class Mobilization in the Tobacco Movement of 1890-1892," *Sociological Forum*, 7-3(1992), pp.447-468. 及び "The Egyptian and Iranian Ulama at the Threshold of Modern Social Change: What Does and What Does Not Account for the Difference?," *Arab Studies Quarterly*, 15-3(1993) pp.21-46.
- (44) Afary, Janet. *The Iranian Constitutional Revolution, 1906-1911: Grassroots Democracy, Social Democracy, and the Origins of Feminism*, Columbia University Press, New York, 1996. p.71.
- (45) Afary, *The Iranian*, pp.123-124.
- (46) Afary, *The Iranian*, p.23.
- (47) Katouzian, Homa. "Liberty and Licence in the Constitutional Revolution of Iran," *Journal of the Royal Asiatic Society*, 8-2(1998), p.171.
- (48) Katouzian, "Liberty." p.174.
- (49) Martin, Vanessa. *The Qajar Pact: Bargaining, Protest and the State in Nineteenth-Century Persia*, I. B. Tauris & Co Ltd, London, 2005. 特別第四章 (pp.74-94) "Isfahan: Popular Protest, Social Control and the Emergence of Collaboration" は「地方社会の有力ウラマーの在り方を論じようとする点に興味深い。

- (50) なお、本邦における近年のウラマー研究として以下の論考が参考になる。近藤信彰「イスラーム知識人の肖像——シーア派ウラマーとイジャーザ」(小谷汪之編『歴史における知の伝統と継承』山川出版社(二〇〇五)、二二八—一五六頁)。同稿は、最新の史料を用いつつ、社会的な視点からガーシヤール朝期ウラマーの日常や経歴を明らかにしたものである。これまでのウラマーをめぐる議論は、彼らの政治的役割に集中しがちだったが、氏の研究は特に学者としてのウラマーの在り方を明らかにしている点で興味深い。
- (51) Algar, *Religion*. p.62.
- (52) Abrahamian, *Iran*. p.83. Martin, *Islam*. p.85.
- (53) Bayat, *Iran's*. p.135, pp.169-170.
- (54) Bayat, *Iran's*. p.149, pp.173-174. Hairei, *Shiism*. pp.83-87. Martin, *Islam*. pp.78-85. なお、セガナル・エスラームの略歴及びその立憲思想に関して、本邦では八尾師誠氏による論稿がある(八尾師誠「物言えぬもの主張——近代イランにおけるシーア派モジュタヘドの立憲思想——」『東洋文化研究所紀要』111(一九九〇)・一九三—二四六頁)。
- (55) Moaddel, "The Shi'i." p.532.
- (56) Afary, *The Iranian*. p.104. Arjomand, "The Ulama's." pp.179-180. Bayat, *Iran's*. p.134 etc. Lahidji, "Constitutionalism." pp.144-147. Martin, *Islam*. pp.123-130, 178-183.
- (57) Martin, *Islam*. p.165.
- (58) Algar, *Religion*. pp.253-254. Arjomand, "The Ulama's." p.177. Martin, *Islam*. p.97.
- (59) Bayat, *Iran's*. p.217. Martin, *Islam*. p.119.
- (60) Arjomand, "The Ulama's." p.185.
- (61) たとえば、立憲革命期には、テヘランの大バーザールのワクフ財の店舗うち、約6割がウラマーの管理下であり、さらにバーザールの店舗をウラマーが私有する在り方も一般化していた(近藤信彰「一九世紀テヘランの大バーザール——発展、構成、所有関係——」『上智アジア学』25(二〇〇七)・一六一—一九五頁)。
- (62) Afary, *The Iranian*. p.21.
- (63) Martin, *Islam*. pp.50-51.
- (64) Lahidji, "Constitutionalism." p.137.
- (65) Lahidji, "Constitutionalism." p.133.
- (66) Afary, *The Iranian*, p.p.137-139. Arjomand, "The Ulama's." pp.185-186. Bayat, *Iran's*. pp.217-220. Martin, *Islam*. pp.139-140 etc. Lahidji, "Constitutionalism." p.150.
- (67) Martin, *Islam*. p.115, 135.
- (68) Keddie, *Iran*. p.55.
- (69) Lambton, *Qajar*. p.xvi.
- (70) Algar, *Religion*. p.226, pp.242-243. Lahidji, "Constitutionalism." pp.134-135. Lambton, *Qajar*. p.297, 298. Martin, *Islam*. p.47.
- (71) Bayat, *Iran's*. p.125.
- (72) Bayat, *Iran's*. pp.116-117, 125 etc. Martin, *Islam*. p.95, 98.
- (73) Afary, *The Iranian*. p.97, 110. Bayat, *Iran's*. pp.223-

224. Martin, *Islam*. p.111, pp.135-136.
- (74) Bayat, *Iran's*. p.149 etc. Martin, *Islam*. pp.176-177.
- (75) Algar, *Religion*, p.16. Martin, *Islam*. p.37, pp.40-41. *The Qajar*. pp.81-82.
- (76) Afary, *The Iranian*. p.53. Algar, *Religion*. p.248. Bayat, *Iran's*. p.118. Lahidji, "Constitutionalism." pp.135-136, 137.
- (77) Afary, *The Iranian*, p.55. Bayat, *Iran's*. pp.123-124. Lahidji, "Constitutionalism." p.138. Martin, *Islam*. pp.88-89.
- (78) Tihriani, N. Amir Sadiqi. *Rahānyat dar Shi'a*, Tehran, 1970. p.91. (Amanat, "In Between." p.98 より引用)
- (79) Arjomand, *The Shadow*. pp.242-243. Fathi, "Role." p.93. ただし、小牧昌平氏は、モハンマド・ハサネ・シラーズニー(一八一五—九五)以降、ウラマーの中にマルジャエ・タグリードを頂点とした「ピラミッド型」の「位階制度」が形成されつつあったことを指摘している(小牧昌平「八尾師論文——イラン『立憲革命』におけるウラマーの役割の再検討(史潮新20号)——に寄せて」『史潮』21(一九八七)、八三—八四頁)。
- (80) Bayat, *Iran's*. p.15.
- (81) Amanat, "In Between." pp.98-102.
- (82) Amanat, "In Between." p.122.
- (83) Algar, *Religion*. p.219. Martin, *Islam*. p.57.
- (84) Bayat, *Iran's*. p.111. Martin, *Islam*. pp.62-63.
- (85) Lahidji, "Constitutionalism." p.137.
- (86) Martin, *Islam*. p.115.
- (87) Bayat, *Iran's*. p.175 etc.

- (88) Browne, E. G. *The Persian Revolution of 1905-1909*, Frank Cass, London, 1966. p.444 (Arjomand, "The Ulama's." p.184 より引用)。
- (89) Hairi, *Shiism*. p.108.
- (90) Moaddel, "Shi'i Political." p.452.
- (91) 「異議申し立て者」の人物研究として、本邦では坂本勉氏による論稿がある(坂本勉「イランの立憲派ウラマーとイスタンブール」『歴史学研究』六三三三号(一九九二)四三—五三頁)。同稿は、「異議申し立て者」として知られた立憲派ウラマー、ヤフヤー・ドウラトアーバーデーの亡命期の活動を、その回想録を主たる史料として用い、考察したものである。